

# 香川県賃貸住宅供給促進計画（素案）について

## 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

住宅課 住生活企画グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3583/FAX:087-806-0247

E-mail:jutaku@pref.kagawa.lg.jp

令和4年12月26日から令和5年1月27日までの1カ月間、香川県賃貸住宅供給促進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2件

合計 2件

〈提出されたご意見の数〉

計画の施策に関すること 2件

合計 2件

ご意見	ご意見に対する県の考え方
香川県賃貸住宅供給促進計画の施策に関すること	
居住支援を行う上で業務のDX化の推進を提案します。具体的には ・マイナンバーカードを活用した電子申込 →マイナポータルの自己情報取得APIを活用し、申込者の承認に基づき世帯情報を取り込む事ができれば入居者情報入力の省力化につながる ・マイナンバーカードを活用した申込時本人確認 ・マイナンバーカードを活用した電子契約・各種届出です。 これらについては、世帯情報取得部分を除き、既に民間事業者がサービス提供を行っております。うまく活用できれば、マイナンバーカードおよびスマートフォンを所有している方については、業務の効率化および郵送にかかるコストおよび時間の削減につながるものと思います。	ご提案のあった業務のDX化の推進については、居住支援業務において重要になると考えており、今後の施策の実施に当たり参考とさせていただきます。

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>また、こういったシステムを普段から活用することに慣れておけば、災害発生時において、民間借上住宅を提供する際、これらのシステムを転用することが可能です。迅速な災害対応を行えるようにするためにもご検討いただければ幸いです。</p>	
<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第三条十一 LGBTの方が入ることに違和感があります。性的少数者は住宅確保用配慮者でしょうか。</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第二条各号は性的多数者も性的少数者も同様に該当することです。</p> <p>敢えてLGBTを住宅確保要配慮者とするのではなく、LGBTであろうとなかろうと住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第二条の定義に当てはまる方を配慮者とするのが差別のない政策ではないでしょうか。</p>	<p>本計画は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」において国土交通大臣が定める「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき作成するものと位置付けられています。また、基本方針において、LGBTは住宅確保要配慮者に含まれ得ると定義されています。本県においても幅広い住宅確保要配慮者へのケアが必要であると考えられることからLGBTを住宅確保要配慮者としています。</p>